

平成30年度 甲府市立地適正化計画策定業務委託

特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

本仕様書は、甲府市が発注する「平成30年度 甲府市立地適正化計画策定業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

- 2 本仕様書に明示なき事項等は「設計業務等共通仕様書（山梨県県土整備部、平成29年10月一部改定）」（以下「共通仕様書」という。）を準用するものとする。

第2条 業務の目的

本業務は、「集約と連携による持続可能な都市構造」の具体的な施策を推進するため立地適正化計画制度を有効活用し、都市計画法を主軸とした土地利用の計画に加えて、各種都市機能の魅力を活かすことによって、居住を含めた都市の活動を誘導することで都市をマネジメントする仕組みを構築するため、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者がこの業務を委託するものである。

第3条 履行期限

契約締結の日から平成31年3月15日までとする。ただし、契約締結後15日以内に業務等に着手すること。

また、本業務は、甲府市都市計画審議会の意見聴取及び庁内各種会議を経たうえで、建設部担当副市長の了承を得て、履行期限内に国土交通省関東地方整備局に完了届を提出する工程とすること。

第4条 技術者

本業務の目的を十分に理解したうえで、都市計画に関する業務の実務経験が豊かな者及び立地適正化計画策定実績のある者を技術者として適正に配置するとともに、高度の技術・知識を有する者を管理技術者及び照査技術者として配置し、監督員に必要な書類を提出すること。

- 2 担当技術者、管理技術者及び照査技術者は、技術士（総合技術監理部門－建設－都市及び地方計画又は建設部門－都市及び地方計画）、シビルコンサルティングマネージャ：RC CM（都市計画及び地方計画）、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者－調査・計画）等の業務内容に応じた資格を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

また、直接的かつ恒常的な雇用関係（参加申請日以前3か月以上の継続した雇用関係があること）がなければならない。

- 3 担当技術者及び管理技術者は、人口20万人以上の地方公共団体において、立地適正化計画策定業務を担当し、計画策定した実績を有する者とする。
- 4 担当技術者、管理技術者及び照査技術者は、兼ねることはできない。

第5条 業務実績情報システム（テクリス）

受託者は、契約時又は変更時において、委託料が500万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受託・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受託時は契約後、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の閉庁日（以下、閉庁日）を除き15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き15日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き15日以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、閉庁日を除き15日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第6条 業務計画書

受託者は、契約締結後14日（休日等含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

2 業務計画書には、契約図書に基づき次の事項を記載するものとする。

- | | | |
|-----------------|------------------|----------------------|
| (1) 業務概要 | (2) 実施方針 | (3) 業務工程 |
| (4) 業務組織計画 | (5) 打合せ計画 | (6) 成果品の品質を確保するための計画 |
| (7) 成果品の内容、部数 | (8) 使用する主な図書及び基準 | |
| (9) 連絡体制(緊急時含む) | (10) 使用する主な機器 | (11) その他 |

3 受託者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。

4 監督員が指示した事項については、受託者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第7条 成果物の提出

受託者は、本業務等が完了したときは、成果物（管理技術者又は配置した照査技術者による照査報告書を含む。）を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。

2 成果物は、電子データ及び紙による資料、記録、報告書等を次のとおり提出する。

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 報告書（A4版ファイル綴じ） | 3部 |
| (2) 甲府市立地適正化計画 検討書 | 3部 |
| (3) 電子媒体（CD-R） | 3部 |
| (4) その他必要資料・データ | 1式 |

- ・電子媒体はPDF形式とオリジナルデータ形式の2種類を納品するものとし、各種図面データも同様とする。
- ・成果品に文献資料等を引用する際は、著作権侵害等の問題が生じないように、必要な手続きを踏んだうえで、その出典を明示するものとする。
- ・甲府市都市計画審議会の関連資料、庁内各種会議の関連資料、打合せ記録簿等は、報告書に含む。

第8条 関連法令及び条例の遵守

受託者は、本業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第9条 注意事項

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり、本市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解したうえで適切な人員配置のもとで進めること。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、全国レベルの最新の情報や事例を広く収集し、実効性の高い具体的施策を提案すること。
- (3) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (4) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承認を得ること。
- (5) 受託者は、甲府市個人情報保護条例（平成15年条例第42号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (6) 成果物の所有権、著作権、利用権は、本市に帰属するものとする。
- (7) 本業務により得られた成果物、資料、情報等は、本市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (8) 本業務の実施期間中は、計画工程・組織体制を随時綿密に見直し履行期間を厳守すること。なお、履行期間の延長は認めない。ただし、本市が認める特別な理由がある場合は、この限りではない。
- (9) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

第2章 業務内容

第10条 作業内容

本業務は、甲府市立地適正化計画（骨子）を策定するため、分かりやすい表現・デザインに努め、（仮称）甲府市地域公共交通網形成計画等と連携・整合しながら、おおむね次の業務を行うこと。

なお、受託者は、設計図書等に示されていない計画条件を設定する必要がある場合は、事前に監督員の指示又は承諾を受けなければならない。

(1) 計画準備

本業務の目的及び平成29年度の業務成果を十分に把握し、合理的かつ効率的に作業を遂行するとともに、質の高い成果を得るための実施方法、体制、工程など業務履行にあたって必要な事項を検討立案し業務計画書を作成する。

また、本業務実施後の市民説明や届出運用の周知期間等を想定し、計画の策定・公表までの全体工程についても作成する。

(2) まちづくり方針（ターゲット）の検討

○まちづくり方針の検討における課題の見える化

平成29年度の業務における分析や抽出した課題を再度精査し、追加又は修正を行い、まちづくり方針の検討に役立つ分析をする。

○まちづくり方針（ターゲット）の設定

甲府市都市計画マスタープランにおけるまちづくり方針等との整合を図りつつ、都市の現状や将来の見通しに基づく課題に対応したまちづくり方針（目指すターゲット）を設定する。

(3) 目指すべき都市の骨格構造の検討

甲府市都市計画マスタープランにおける拠点形成の考え方と整合を図り、本計画で定める各拠点等の設定方針を整理し、位置と範囲を設定するとともに、（仮称）甲府市地域公共交通網形成計画等と連携しながら、将来にわたり維持すべき鉄道や基幹的なバス路線、拠点間をネットワークする公共交通路線等を抽出し、公共交通軸など都市の骨格構造（持続可能な都市の姿）を検討する。

(4) 課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）の検討

まちづくり方針や目指すべき都市の骨格構造を踏まえ、これらの実現に向けた施策・誘導方針（時間軸に応じた施策展開のストーリー）を、都市機能誘導、居住誘導、公共交通の充実の観点から検討する。

(5) 誘導区域等・誘導施設の検討（骨子）

○都市機能誘導区域の検討

目指すべき都市の骨格構造で定める拠点等から、都市機能の立地状況、交通結節機能の状況、拠点における整備事業の動向等を踏まえ、都市機能誘導区域を定める拠点を抽出する。そのうえで、徒歩利用圏域等による各種都市サービスの回遊性など地域としての一体性等の観点を考慮しつつ、地形地物や用途地域界等、明確に判断できるものにより、具体的な都市機能誘導区域を設定する。

○誘導施設の検討

平成29年度の業務により現在の人口構成や将来の人口推計を勘案しながら、整理・修正した商業、医療・福祉、子育て、金融等の各機能について、現状における充足状況や新たな施設立地の必要性等を考慮し、誘導施設として位置付ける施設を抽出する。

誘導施設については、計画策定後の届出運用を見据えて、明確な定義付けをする。

○居住誘導区域の検討

施策・誘導方針を踏まえ、将来にわたり維持すべき生活利便性の高いエリア、居住地として有効に活かすべき都市基盤を有するエリア、都市機能誘導区域へのアクセス性、災害リスクを有する区域、現状及び将来の人口密度等を総合的に見据えつつ、居住誘導区域を検討する。

そのうえで、地形地物や用途地域界等、明確に判断できるものにより、具体的な区域を設定する。また、市街化区域と居住誘導区域の関係性（面積、人口密度等）を整理し、区域設定の妥当性を示すものとする。更に、居住誘導区域外における既存コミュニティの維持や一定の生活利便性の確保を見据えて、施策展開の考え方を整理する。

(6) 誘導施策の検討（骨子）

設定した誘導方針（ストーリー）に基づき、都市機能誘導区域内への都市機能の誘導、居住誘導区域内への居住の誘導、居住環境の向上等に係る具体的な施策や財政・税制などの支援措置、規制手法（特別用途地区、特定用途制限地域・居住調整地域の設定等）等について、庁内関係部局における関連施策や計画と連携・整合しながら検討する。

(7) 定量的な目標値等の検討（骨子）

本計画における目標を市民等の関係者に客観的かつ定量的に提示する観点から、定量的な目標指標や、誘導方針に基づく施策の実施等により期待される効果指標を3種以上検討するとともに、各指標の従前値、目標年次における目標値を設定する。なお、目標値の中に人口密度等に関わる指標や公共交通利用者数等に関わる指標の検討を行うこととする。

(8) 施策の達成状況に関する評価方法の検討（骨子）

目標値の達成状況や本計画で位置付ける施策の進捗状況等を把握するため、本計画の検証体制、評価時期、評価方法、見直し方針等を検討する。

(9) 立地適正化計画（骨子）の作成

甲府市都市計画審議会、庁内各種会議等の検討結果を基に都市機能誘導区域、誘導施設、居住誘導区域等を作成し、計画の骨子としてのとりまとめをする。

(10) 各種会議の運営支援

○甲府市都市計画審議会（3回程度：資料の作成・印刷、参加、議事録の作成）

甲府市都市計画審議会は、学識経験者、交通事業者、農業・森林、健康づくり・コミュニティ関係者等の専門委員を若干名配置する。本業務において、会議資料の作成・印刷及び参加、議事録作成等をする。

なお、甲府市都市計画審議会の開催一週間前には、各委員に資料を配布する。

○都市計画審議会 専門委員における事前・事後打合せ

都市計画分野の専門委員における事前・事後打合せ（6回程度）を行うものとし、資料の作成・印刷、参加、議事要旨作成等を通じた支援をする。

○庁内検討会議等

計画策定にあたり庁内調整を図るため、建設部担当副市長（随時）、建設部長（随時）、庁内各種検討会議（2回程度）を経るものとし、本業務において資料の作成・印刷、議事要旨の作成等を通じた支援をする。

(11) 打合せ協議（6回）

業務を円滑に進めるため、業務計画書作成時、成果納入時の他、各種会議の開催段階等に打合せ協議を実施する。

第11条 打合せ等

本業務等を適正かつ円滑に実施するため、担当技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

2 着手時・業務等の区切り・完成時において、担当技術者・管理技術者・照査技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受託者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

3 管理技術者は、この特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議する。

4 本業務に関する打合せ記録簿の整理は受託者が行い、監督員に提出するものとする。なお、打合せ協議は、必要性がある場合に随時行い、業務の進捗は定期的に報告する。